

札幌企第 263 号
令和 3 年(2021 年) 4 月 26 日

札幌市内事業者の皆さま

札幌市長 秋元 克広

「ゴールデンウィーク特別対策」における徹底した感染防止対策の実践に係る 市内事業者の皆さまへのお願いについて

日頃から札幌市政に対し、特段のご理解及びご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

北海道は、札幌市における感染を徹底して抑え込み、全道への感染拡大を防ぐため、令和 3 年 5 月 14 日までの間、感染リスクを回避できない場合の不要不急の外出・往来の自粛等を要請しているところです。

しかしながら、市内においては、変異株の影響もあり、入院患者数や重症患者数の急激な増加傾向が続いており、通常医療にも影響が生じるとともに、広域搬送も必要となるほど、医療提供体制は一層厳しい状況となっております。

こうした状況を踏まえ、北海道は、令和 3 年 4 月 24 日から同年 5 月 11 日までの間、札幌市内における「ゴールデンウィーク特別対策」として、人の移動や会食機会が一層活発となる大型連休を中心に、人と人との接触機会を低減させるため、より強い措置を講じることを決定いたしました。

札幌市においては、更なる感染拡大を防ぎ、医療提供体制の負荷を軽減させるため、引き続き、適切な感染対策の徹底に取り組むことが不可欠な状況となっておりますので、各事業者の皆さまにおかれましては、下記の事項について十分ご留意いただきますようお願いいたします。

記

1 市内における「ゴールデンウィーク特別対策」について

このたび、北海道は、令和 3 年 4 月 24 日から同年 5 月 11 日までの間を「ゴールデンウィーク特別対策」として、より強い措置を講じることを決定いたしました。

事業者の皆さまにおかれましては、以下(1)～(5)についてご対応いただきますとともに、従業員の皆さまへの周知の徹底をお願いいたします。

(1) 市内における飲食店等の営業時間等の短縮協力要請について

北海道は、令和 3 年 4 月 27 日から同年 5 月 11 日までの間、市内全域の飲食店・カラオケ店に対し、営業時間等の短縮及び「業種別ガイドライン」と「北海道スタイル」に基づく対策の徹底について要請いたしました。

対象となる事業者の皆さまにおかれましては、別紙「事業者の皆さまへのお願い」をご参照の上、ご対応いただきますようお願いいたします。

なお、「業種別ガイドライン」等の遵守が難しい場合は、感染防止の観点から、カラオケ設備のある店舗におかれましては、カラオケ設備の利用をお控えいただきますようお願いいたします。

(2) 不要不急の外出自粛等について

- ・ 生活や健康維持のために必要なものを除き、外出及び市外との往來を自粛すること。

※ 生活や健康維持のために必要なものの具体例：

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩 等

- ・ 「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」を実施すべき区域を含む都府県との不要不急の往來を自粛すること。
- ・ 外出自粛など都府県において行動制限が要請されている地域との不要不急の往來を自粛すること。

(3) 飲食店等の利用時における感染防止対策について

- ・ 市内における飲食店等の21時から翌午前5時までの利用を自粛すること。
- ・ 懇親会等を含め、できる限り同居していない方との飲食を自粛すること。
- ・ 飲食時でも会話の時はマスクを着用する「黙食」を実践すること（食事は4人以内など少人数、短時間で、深酒をしない、大声を出さない）。
- ・ 業種別ガイドラインや新北海道スタイルの実践などを宣言している店舗を利用すること。

(4) 職場での感染防止対策について

- ・ 休憩場所や食事場所など、感染リスクが高い場所での対策を再点検の上、徹底すること。
- ・ 大型連休にあわせた長期休暇の取得を推奨すること。

(5) 出勤者削減の取組について

出勤者数削減のため、6割の事業者が実施することを目標に、以下の取組を一つ以上行っていただきますようお願いいたします。

- | | |
|------------------------------|------------|
| ○テレワーク（在宅勤務、サテライト勤務、モバイルワーク） | ○時差出勤 |
| ○フレックスタイム | ○ローテーション勤務 |
| ○休暇の取得推進 | |
| ○その他出勤者数削減につながる取組 | |

2 変異株による感染を踏まえた感染防止行動のさらなる徹底

従来型ウイルスに比べて感染力が強い傾向にある変異株の広がりを踏まえ、以下の感染防止対策の実践をより一層徹底していただくとともに、従業員の皆さまに対し、周知いただきますようお願いいたします。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ こまめに、十分な量のアルコール等での手指消毒を徹底すること・ ドアノブなど共通で触れる部分の消毒を徹底すること・ 外出等により人と接触する際は、マスクの着用、換気の徹底、マスク着用時も含め大声での会話の回避、距離をあけて対面はさける等の感染対策を行うこと・ 従業員の健康状態（体温、咳の症状や味覚・嗅覚の異常等）を記録する等、体調管理を徹底するとともに、体調が悪い従業員は出勤を控えること・ 感染リスクが高まる行為は極力控えること・ 重症化リスクの高い方と接する際におけるリスク回避行動の徹底すること・ 体調が悪いときには、外出を控え、かかりつけ医や#7119へ速やかに電話すること |
|---|

3 営業時間短縮や往来・外出自粛の要請等による影響を受けた事業者の皆さま

昨年秋以降の感染症の再拡大に伴う営業時間短縮や往来・外出自粛の要請等による影響を受けたことで、2020年11月から2021年3月のいずれかの月の売上が対前年同月比30%以上50%未満減少した市内事業者に対し、経営持続化支援一時金を支給いたします。

営業時間短縮や往来・外出自粛の要請等の影響を受けていれば、業種を問わず対象となりますので、事業者の皆さまにおかれましては、以下の札幌市ホームページをご確認ください。

(URL: <https://www.city.sapporo.jp/keizai/tradeinfo/keieijizokukasienitijikin.html>)

4 テレワーク推進サポートセンターの開設について

市内中小企業等におけるテレワークの普及を支援するため、4月26日(月)に、「札幌市テレワーク推進サポートセンター(愛称:テレサポ)」を開設します。

センターでは、テレワークで使用する代表的な機器やアプリの展示・体験、導入経費に対する補助金のご案内のほか、社会保険労務士等の専門家がテレワークの導入や実施に関するさまざまな相談に応じますので、積極的な活用をお願いいたします。

詳細は別紙「札幌市テレワーク推進サポートセンター」をご確認ください。

5 その他のお願い

事業者の皆さまにおかれましては、以下(1)~(4)についても取り組んでいただくとともに、従業員の皆さまへの周知の徹底をお願いいたします。

(1) 北海道スタイルの再確認と徹底

北海道が掲げる北海道スタイル(従業員による「新しい生活様式」、事業者における「7つのポイントプラス1」の取組)を再確認のうえ、感染防止対策の徹底をお願いいたします。

なお、北海道スタイルの詳細については、以下の北海道のホームページに掲載されていますのでご確認ください。

(URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/newhokkaidostyle.htm>)

(2) 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの遵守

店舗の営業等に当たっては、札幌市が策定しました感染拡大予防ガイドラインの遵守をお願いいたします。なお、小売業を営む事業者及び商店街におかれましては、特売・キャンペーンの実施や店内の混雑を招く広告の発行等の自粛についてご協力をお願いいたします。各ガイドラインについては、以下の札幌市のホームページをご参考ください。

(URL: https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/kansenyobou_gaidorain.html)

なお、策定にあたって参考とした感染拡大予防ガイドラインは、内閣官房のホームページ(URL: <https://corona.go.jp/>)に一覧がございます。

(3) 北海道コロナ通知システムや接触確認アプリ(COCOA)の徹底した活用

「北海道コロナ通知システム」(北海道)や、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」(厚生労働省)の活用を徹底してください。

【北海道コロナ通知システム(北海道ホームページ)】

(URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/coronaalertsystm.htm>)

【新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」(厚生労働省ホームページ)】
(URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html)

(4) 従業員を休業させた場合の雇用調整助成金等の活用

従業員の一時的な休業等を行う場合は、「雇用調整助成金」の活用をお願いします。また、従業員が「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」を活用する場合のご協力についてもお願いいたします。

なお、詳細については、以下の国（厚生労働省）のホームページに掲載されていますのでご確認ください。

【雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）】

(URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

【新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金】

(URL: <https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>)

6 参考

(1) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する情報（北海道）

警戒ステージや集中対策期間等の詳細については、以下の北海道のホームページをご確認ください。

(URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/singatakoronahaien.htm>)

(2) 職場における感染症予防の注意事項等（札幌市）

以下の札幌市のホームページにおいて、職場での注意事項をまとめておりますのでご確認ください。

(URL: http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/flkansen/documents/poster_office_covid-19.pdf)

また、従業員の皆さまが、体調不良を訴えた場合や陽性者の濃厚接触者となった場合の対応について、フロー図を記載しておりますのでご確認ください。(URL: http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/flkansen/documents/flowchart_office_covid-19.pdf)

(3) 札幌市の感染状況・医療提供体制の週間分析概況

札幌市の感染状況・医療提供体制について、感染症専門医である岸田直樹先生の分析資料を公開しておりますのでご確認ください。

(URL: https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/flkansen/2019n-covhassei_toukei.html)

■令和3年4月27日～5月11日までの「市内全域の飲食店等」における営業時間短縮等要請に伴う支援金に関する問い合わせ

お問い合わせ専用ダイヤル Tel.011-330-8396

<受付時間> 平日8:45～17:15 (5月31日までは土日祝も対応)

■職場における感染症予防の注意事項等に関する問い合わせ

札幌市新型コロナウイルス一般電話相談窓口 Tel.011-632-4567

■事業者向け経営相談、融資、感染症予防、市税の納税猶予等の相談

事業者向けワンストップ相談窓口 Tel.011-231-0568

<受付時間>

平日9:00～12:00、13:00～17:00 (土日祝日、年末年始の休業日を除く)

※最終受付16:30

■当通知文に関する問い合わせ先

札幌市経済観光局産業振興部経済企画課 渡邊、守屋 Tel.011-211-2352